

○北信保健衛生施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(平成 18 年 1 月 12 日 条例第 1 号)

改正 平成 28 年 10 月 20 日 条例第 6 号

令和 2 年 3 月 5 日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期及び内容)

第 2 条 組合長は、前年度における人事行政の運営の状況について、次に掲げる事項の概要及び北信広域連合公平委員会から報告された北信保健衛生施設組合の「勤務条件に関する措置の要求の状況」及び「不利益処分に関する審査請求の状況」について、毎年 10 月末までに公表しなければならない。

- (1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業に関する状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他組合長が必要と認める事項

(公表の方法)

第 3 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 北信保健衛生施設組合公告式条例（昭和 44 年北信保健衛生施設組合条例第 1 号）第 2 条第 2 項に定める掲示場への掲示
- (2) 北信保健衛生施設組合事務局における閲覧
- (3) インターネットの利用

(補則)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条中「10月末」とあるのは、平成17年度に限り「1月末」とする。

附 則 (平成28年10月20日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月5日条例第3号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。